

平成 2 2 年第 2 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 7 号)

平成 2 2 年 3 月 2 3 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1
- 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度那須塩原市一般会計予算
 - 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度那須塩原市老人保健特別会計予算
 - 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
 - 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
 - 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算
 - 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
 - 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
 - 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度那須塩原市水道事業会計予算
 - 議案第 2 5 号 那須塩原市収入印紙等購入基金条例の制定について
 - 議案第 2 6 号 那須塩原市環境基金条例の制定について
 - 議案第 2 7 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第 2 8 号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 議案第 2 9 号 那須塩原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第 3 0 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
 - 議案第 3 1 号 那須塩原市体育施設条例等の一部改正について
 - 議案第 3 2 号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正について
 - 議案第 3 3 号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について
 - 議案第 3 4 号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正について
 - 議案第 3 5 号 那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正について
 - 議案第 3 6 号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
 - 議案第 3 7 号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
 - 議案第 3 8 号 那須塩原市消防団の設置等に関する条例及び那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 議案第 39 号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
議案第 40 号 那須塩原市西那須野地区元気なまちづくり基金条例の廃止について
議案第 41 号 那須塩原市西那須野地区教育施設整備基金条例の廃止について
議案第 42 号 那須塩原市埼玉地域活動センター条例の廃止について
議案第 43 号 財産の無償譲渡について
議案第 49 号 市道路線の認定及び廃止について
請願・陳情等について
(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 議員の派遣について
(採決)

日程第 3 議会運営委員会行政視察の報告について
(報告)

追加(第1号)

日程第 1 会期の延長について
(議会運営委員長報告・質疑)

日程第 2 同意第 2 号 那須塩原市副市長の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)

日程第 4 議案第 50 号 平成 21 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 8 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 発議第 1 号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第 2 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 7 発議第 3 号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 発議第 4 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴木	健	司	君
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	小	平	裕	二	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第13号～議案第43号、
議案第49号及び請願・陳情等
の各常任委員長報告、質疑、討
論、採決

議長（平山 英君） 日程第1、議案第13号から議案第43号まで、及び議案第49号の32件、並びに請願陳情等については関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
14番、中村芳隆君。

〔総務企画常任委員長 中村芳隆君登壇〕

総務企画常任委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

平成22年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、当初予算案件5件、条例案件5件の10件であります。

これらを審査するため、3月16日火曜日、17日水曜日の2日間、午前10時から第1委員会室において委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算の審査結果について、人件費の説明を除いて説明は省略し、質疑等を中心に申し上げます。

全会計の人件費については、対前年比1億7,299万3,000円減の71億3,958万9,000円です。内訳は、職員数が24名減の851名、給料1億824万2,000円の減、手当1億6,524万8,000円の減、共済費7,605万3,000円の増、負担金2,444万4,000円の増であります。

まず、総務部総務課では、西那須野の女性消防団の活動状況はとの質疑に対して、高齢者や一般の家庭などを回り、防火の啓発などを行っている状況であるとの答弁がありました。

また、黒磯地区防災対策推進費の雨量監視システムの関連PC、310万円の内容は、との質疑に対し、パソコン本体は20万、サーバー本体が大半を占めており、情報処理のために大きな容量のものとしているとの答弁がありました。

また、職員の採用試験の予算額と委託先についての質疑に対して、採用試験の経費は53万5,500円を見込んでいる。内訳は、一人1,600円で300人分、また、那須地区3市町合同で行うため、均等割3万円が含まれている予算であるとの答弁がされました。

契約検査課では、電子入札システムで行える範囲はどこまでか、また、一般競争入札や指名競争入札以外の金額の小さな入札の方法はとの質疑に対し、電子入札は、建設工事の一般競争入札とコンサル関係の指名競争入札を行っており、入札の参加申請、設計図書の閲覧、入札書の提出が行え、入札受付通知や落札決定等の通知もできる。

また、金額の小さなものや物品購入等については、入札会場に集まって札を入れていただく旧来の方法で行っているとの答弁がなされました。

財政課では、ゴルフ利用税交付金6,000万円について、昨年と同額はこの経済状況でも平年どおりに見込めるというのかとの質疑に対し、2年前に相当の落ち込むところまで落ち込んでいる、そういったことでの同額であるとの答弁がなされました。

また、当初予算説明書の印刷製本費では、財源の内訳をもう少し明確にできないかとの質疑に対し、所管課と精査を加えながらより住民にわかりやすいものに仕上げていきたいとの答弁がなされました。

課税課、収税課では、法人市民税の前年比7億減について、どのような企業がそういう状態になっているかとの質疑に対して、大小問わず製造業、また、それにかかわるサービス業、小さな商店を含め、多くの企業で還付が発生している。企業全般にわたっているとの答弁がなされました。

また、軽自動車税について、台数と傾向についてどうなっているかとの質疑に対し、50cc等のバイク、4輪の自動車を含め、21年度で4万5,940台であり、軽自動車は経費も安くなり、海外需要が進んでいる傾向があるとの答弁がなされました。

企画部企画情報課では地域振興費の中の21世紀FIT構想推進協議会負担金について、FIT構想の事業内容はどの質疑に対し、福島、茨城、栃木で年間4回ほどの研修会や地域振興のイベントを実施しているとの答弁がなされました。

また、行政評価システムの推進事業の研修の実施回数、委託先はどの質疑に対し、21年度は20名が2回で40名、講師は、日本能率協会コンサルティングであるとの答弁がなされました。

市民協働推進課では、協働のまちづくり会議委

員謝礼に関し、何名の委員を予定しているか、選任はどうなっているのか、先進地では謝礼はなしというところもあるが、それらの考えはどの質疑に対し、18名を予定している、報酬ではないので、交通費等の最低の費用として考えている、また、さまざまな団体、企業をリストアップして選任していく、公募の委員も入るがそれぞれの人数は今後詰めていきたいとの答弁がなされました。

また、ふるさと雇用再生特別事業の外国人、地域支援センター事業業務、1,137万3,000円の内訳はどの質疑に対して、昨年設置されたものであり、場所は那須塩原駅前、日本人のセンター長1名と2名のブラジル人で雇用環境の悪化により失業した外国人の就職支援の相談業務に当たっている。

事業費の2分の1が3名分の人件費で、その他が建物のリース料、光熱費であるとの答弁がなされました。

秘書課では、広報活動費で、広報モニターの人数は何人か、また、今年度はすべて新しいモニターになるのかとの質疑に対し、10名の予算であり、21年度は9名であった。謝礼は1人1万円、全入れ替わってしまうと事業の推進面からよくないと考えるので、できるだけ何人が残ってもらうよう交渉しているとの答弁がなされました。

選管・監査事務局では、参議院議員選挙費の投票管理者、開票立会人、職員手当等の金額はどの質疑に対し、国政選挙の報酬に関しては、選挙負担準備法で細かく決まっており、期日前の投票管理者が1万1,100円、当日投票の投票管理者が1万2,600円、立会人が1万700円、開票管理者が1万700円、開票立会人が8,800円、また、職員手当については、管理職を除く職員の1時間当たりの平均単価2,300円でやっているとの答弁がなされました。

議案第13号については、全員異議なく承認され

ました。

次に、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算については、歳入では国民健康保険税38億9,193万6,000円の計上で、昨年より2億6,812万9,000円の減額であり、これは、営業、農業、その他年金、給与等の所得の伸びを市民税の関連する伸びとあわせ試算されたものであります。

歳出では、徴税費4,439万2,000円の計上で、賦課事業費は主なものとして賦課処理などの電算処理委託料1,188万8,000円、徴収事務費の主なものは、収税嘱託員3名の非常勤職員報酬1,116万円であります。

質疑では、収税嘱託員3名について、一般会計のほうの5名と役割の分担などがあるのかとの質疑に対して、連携はとっているが、特に地区割りや役割分担などの割り振り等はない。一般会計は西那須野地区の嘱託員3名、塩原の嘱託員1名、首都圏の嘱託員1名の5名、国保は黒磯地区の嘱託員3名分であるとの答弁がなされました。

議案第14号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入では、後期高齢医療保険料6億2,455万8,000円の計上で、保険料については、栃木県後期高齢医療広域連合で賦課決定することになっており、その指示額の計上であります。

最終の徴収費588万8,000円は、徴収管理費と徴収事務費であり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算については、歳入では介護保険料10億5,567万5,000円の計上で、高齢福祉課からの指示額であります。

歳出の徴収費846万円は、賦課事務費と徴収事

務費であり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第21号 平成22年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算については、歳出で2,285万4,000円の計上で、平成13年度に取得した保健福祉施設、シニアセンター用地と平成14年度に取得した市道松浦町稲村線用地の償還元金と利子の支払いを行うもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第25号 那須塩原市収入印紙等購入基金条例の制定については、市役所本庁舎2階に法務局の証明書交付窓口が設置され、会計課窓口では登記印紙の販売を行っており、さらには10月に県から権限委譲される旅券発行事務でも収入印紙及び県収入証紙の販売を行う予定であり、これらの収入証紙等の売りさばき事務を円滑に進めるための運転資金として基金を設置するための条例を制定するものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第28号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正については、平成21年の人事院勧告及び労働基準法の改正に基づき、住居を所有する職員に支給する住宅手当を廃止することや、月の時間外勤務時間が60時間を超える場合の手当支給率を100分の155に割り増しし、及び割り増し支給にかかわる有給制度を設けるため、改正を行うものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第29号 那須塩原市職員特殊勤務手当に関する条例の一部については、職員に支給される特殊勤務手当に従来の10区分、16手当から6区分10手当とするため、条例の一部を改正するものであります。

質疑では、行旅死亡人等の収容作業等について年間どのくらいの件数があるのかとの質疑に対して、行旅病人の収容は、平成20年度ゼロ、21年度8件、また、行旅死亡人の収容は20年度の16件、

21年度18件となっているとの答弁がなされました。

議案第29号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第38号 那須塩原市消防団の設置等に関する条例及び那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防組織法の改正に伴い、条例中に引用する法の条項を定めるもの及び平成22年4月から特定の職種のみに従事する機能別消防団員制度を新たに導入することに伴い、所要の改正を行うものであり、また、消防団員としての団員と階級としての団員を明確にするための文言の整理を行うため、条例の一部を改正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第40号 那須塩原市西那須野地区元気なまちづくり基金条例の廃止については、西那須野地区の住民自治の振興及び福祉の増進及び新エネルギーの普及促進に資するため、合併時の平成17年1月1日に7億円を原資として条例を制定し、事業の円滑を行ってきたが、所期の目的を達成し、7億432万3,184円で精算予定となり、条例を廃止するもので、全員異議なく承認されました。

以上が、総務企画常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ちょっと訂正をお願いします。

議案第28号、手当支給率を100分の155を100分の150に訂正をお願いしたいと思っております。

議長（平山 英君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔福祉教育常任委員長 山本はるひ君登壇〕

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） 改めましておはようございます。

それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成22年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件4件、一般会計及び特別会計予算案件5件、陳情2件の計11件でございます。

これらを審査するため、3月16日火曜日、17日水曜日、それぞれ午前10時から第4委員会室において委員8名全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算の審査結果について、説明は省略し、主な質疑等を中心に申し上げます。

保健福祉部市民課の質疑では、新たに旅券事務を行うことについて、それを担当する職員は何名になるのか、申請して旅券が届くまで今までより短縮されるのかという質疑に対し、市民課として1名ふやすことを要求している。届く期間は10日が6日くらいに短縮されるのではないかという答弁がありました。

社会福祉課の質疑では、生活保護費が1億5,000万円ふえている理由についての質疑に対し、今年度12月に同額の増額補正をしたので、決算ベースで見込んだものと説明がありました。

地域自殺対策緊急強化事業で、カウンセリングを実施することについて、詳細説明を求める質疑に対し、相談の理由が鬱的なものか、経済的なものかを判断してそれぞれ適切にフォローしていきたい。カウンセリングを受ける場所については、まだ決定していないが、候補としていきふれ長寿センターで個室での対応を考えていると答弁がありました。

また、民生委員が4名ふえる理由については、

一般的には170世帯から360世帯の範囲で1人となっているので、黒磯地区で400世帯を越す地域があって、5名ふやし、さらに、塩原地区では小さな所と一緒にすることで、1名減らして、あわせて4名ふえると説明がありました。

子ども課では児童虐待防止関連の業務について説明を求める質疑があり、20年度の実績では一般通告が8件で身体的虐待が1件、心理的虐待が4件、育児放棄が3件、また、1年間にかかわった件数は264件で、身体的なものが45件、心理的な虐待が83件、育児放棄が130件、性的虐待が6件という説明がありました。

母子福祉対策費の母子家庭高等技能訓練促進費等給付金の内容についての質疑では、母子家庭の自立支援が目的で、就労のために専門的な資格、それは、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士ですが、それらを取得して、就労する手助けをするということで、行政機関などで働く場合、その期間の生活援助をするための給付金ということで、就業期間は最高で3年までとなっていると説明がありました。

高齢福祉課については、敬老会の祝い金や運営費についての考え方について質疑があり、現在、大体5人に1人が高齢者になっていて、今後の敬老会のあり方については、高齢者福祉事業全体について、懇談会で意見を聞きながら検討したいと考えていると答弁がありました。

保健課では質疑討論はありませんでした。

教育委員会事務局の教育部、教育総務課については、塩原地区のスクールバスの契約が3年になっていて、子どもたちを地域で見守るということからいくと、3年で運転手さんがかわることはどうなのか、指名競争入札にする理由はという質疑に対し、機会均等ということから、指名競争入札を行う、新たに契約になった業者に対しても十分

に打ち合わせをして、スムーズな運行ができるようにしたいと答弁がありました。

なお、小中学校の給食費が値上げされることに関して、その具体的な中身について地元の食材を使うことについて、さらには給食費の徴収未納について、さまざまな質疑が出ました。

17年度から献立の工夫でやりくりをしてきたが、副食に対する分が削られてきていて、栄養価を保持するためにも限界になってきて、値上げに踏み切ったので理解してほしい。地産地消については、今、7品目だが、22年度は10品目にふやしたいので、生産者と調整を図っている。

給食費未納については、過年度分の未納が多い状態だが、滞納者には訪問徴収や呼び出し相談、内容証明催告などを行って対応していると答弁がありました。

学校教育課については、宿泊体験館メープルでの今年度の実績はという質疑に、2泊3日のチャレンジ体験4回で27名、親子宿泊体験が3回で計4組、4泊5日と1泊2日を3回行ったが、これは5名の参加、日帰り体験は4回で10名、合計で46名の児童生徒が参加したと答弁がありました。

生涯学習課では、産業文化祭を担当していることについて、文化部門から産業部門に比重が移っていると思われるので、また、教育委員会の点検評価報告書の中では、事務担当課を再検討する必要があるという評価になっているので、今後、生涯学習課が担当することでいいのか、ぜひ、検討していただきたいと要望がありました。

那須野が原ハーモニーホールについて、管理や修繕にお金がかかり過ぎているのではないかと、使用に当たっての減免はあるのかという質疑について、財団への委託が23年で終了するので、負担金は今後大田原市6に対し、当市が4という契約になっていく。修繕についても、今後協議をしてい

く予定だ、減免については、大田原市に減免がなく、それに準ずるとのことになっていると答弁がありました。

なお、委員からは、今後、学校など公的機関の使用に際しては、減免を検討して欲しいと要望が出ました。

スポーツ振興課では、青木サッカー場については、今後も計画どおりなのか、考え方を伺いたいという質疑に対して、計画どおりサッカー場という位置づけで今後の整備を行っていかねばならないと思っていると答弁がありました。委員からはサッカー場以外の余剰の土地の有効利用を考慮して欲しいと要望がありました。

議案第13号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算については、歳入の特別調整交付金319万8,000円は、いわゆるメタボ健診を受けない人に対して受診を促すための予算とのことだが、対象者と受診していない人の数はとの質疑に対し、対象者は2万4,543人、22年1月現在で、受診者は35.9%との答弁がありました。

議案第14号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計予算については、平成19年度で制度が終了し、その後の処理ための予算で、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算では、今後の第4期の介護サービスの基盤整備について質疑があり、当市の方だけが使うという特別養護老人ホームなど、地域密着型の

サービスの整備を平成23年度に考えていると答弁がありました。

議案第17号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、生活保護自立支援員1名を新たに採用するための条例改正で、市職員、県職員のOBの方がいればお願いしたいとの説明で、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第32号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正については、質疑はなく全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第31号 那須塩原市体育施設条例等の一部改正については、那須塩原市体育施設条例と那須塩原市B & G海洋センター条例、那須塩原市都市公園条例の3つの条例が関係しているもので、青木サッカー場を指定管理者に管理させることができるようにすること、青木サッカー場の芝グラウンドや那珂川河畔公園プールの料金設定等を行うための改正で、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第41号 那須塩原市西那須野地区教育施設整備基金条例の廃止については、5億2,000万円の7つの事業が完了することから、条例を廃止するもので、質疑はなく全員異議なく可決すべきものと決しました。

陳情第1号 社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書について、申し上げます。

この陳情は、雇用と住居を失った者に対しての総合支援をワンストップサービスとして迅速かつ円滑に実施するための事務の改善と制度化を行う。もう一つは、生活保護制度について、国の責任で運用の改善、体制の確保と確実な財源保障を行うということを求めています。

委員からは実施に伴う市町村職員の人件費等はすべて国で手当てされるよう、確認するなど、財源確保については、しっかりと国でやって欲しいという意見が出され、採択に賛成の意見が出て、全員異議なく採択すべきものと決しました。

このあと委員会として社会的セーフティネットの拡充に関する意見書を提出いたします。

陳情第3号 那須塩原市横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情については、昨年12月の定例議会において継続審査の議決がされ、継続審査中の議案であります。

初めに執行部に対してその後の経緯について発言を求めました。執行部からは横林小学校での説明会で意見をいただき、その後のパブリックコメントでもこの学校の関係で、74人の方から意見が出されていて、それを集約中で、その内容は申し上げられないが、それらを踏まえて策定委員会で検討し、決定については教育委員会の決定なので、今後、情報提供をしていきたいと発言がありました。

委員からは、児童数の推移の算出方法に対する質疑、統廃合については、行財政合理化のためにはしないということかという質疑があり、それに対してお金のことを度外視するということはないが、それよりも教育を優先させていくと答弁がありました。

賛成する立場での討論2名、継続にする立場での討論が1名あり、採決の結果、5対2で継続審査とすべきものと決しました。

以上が福祉教育常任委員会の審査結果の報告であります。

議員の皆様方には当委員会の決定どおり賛同を賜りますよう、お願いを申し上げますと報告いたします。

議長（平山 英君） 福祉教育常任委員長の報告

が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。

28番、玉野宏君。

〔産業環境常任委員長 玉野 宏君登壇〕
産業環境常任委員長（玉野 宏君） おはようございます。

産業環境常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成22年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件5件、その他の案件1件の計9件であります。

これらを審査するため、去る3月16日と17日の2日間、第3委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

まず農業委員会事務局から申し上げます。

農地調整事務処理事業で、報償金に農地紛争調停委員謝礼とあるが、農地紛争調停とは、に対し、農地に関する紛争が発生した際に、農業委員の中から3名選出し和解のために仲介をすることであるが、過去3年間、事例はないが、多くは近隣同士の紛争であるとの答弁がありました。

次に、生活環境部環境管理課について申し上げます。

狂犬病予防事業で、犬糞害防止看板と、糞害対策の啓発活動は、の質疑に対し、当初、看板を50枚作成し、被害のある人からの申出により現地調査を行い設置している。啓発活動については、広報で年に4回周知しており、そのほかに狂犬病予

防注射の際にパンフレットの配布や環境展ではブースを設け、チラシの配布を行っているとの答弁があり、委員からの新聞折り込みの検討やホームページを十二分に活用して欲しいとの要望がありました。

また、環境総務費で専門研修受講料があるが、研修の内容は、に対して法律でエネルギー換算1,500kI以上の事業所、官公庁を問わず、すべての事業所にエネルギー管理委員を置くことになり、本市では市役所から1名、クリーンセンターから1名の計2名が受講するとの答弁がありました。

墓地管理事業では、市有墓地使用者調査用表示プレート及び使用者調査告知看板で、不明使用者は判明するのか、効果はあるのかの質疑に対して、現場に来られた方に墓地台帳上不明になっていることを知らせ、連絡をくださいという形でのプレートと看板の設置である。

判明できないものについては、墓標調査やお寺の過去帳、戸籍の調査等を今後検討したいとの答弁がありました。

続きまして、環境対策課について申し上げます。

公害対策推進事業費の臭気測定業務の測定方法はの質疑に、現場において対象臭気を大きな注射器のようなもので吸い取り、持ち帰って分析機械にかけ、測定するとの回答があり、委員から土日の苦情の対応に対し、重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、連絡網も確立しており対応する。

相当緊急の場合以外は、休日での対応はしないが、周期的に土日の何時であるとか、あらかじめ連絡があれば、それぞれのケースで対応したいとの答弁がありました。

ごみ収集費で、家庭系一般廃棄物収集運搬業務の請負業者の数は、に対して6地区で6業者であるとの回答がありました。

また、那須塩原市クリーンセンター管理運営事

業委託料で、処理困難物処理処分とあるが、どのようなものか、に対して、タイヤ、バッテリー、消火器などであるとの回答があり、同じ委託料で管理運営包括的業務とあるが、業務の内容は、の質疑に、55人の4班体制での人件費、小規模な修繕、管理業務や水質、大気の検査等の業務であるとの答弁がありました。

広域ごみ処理施設負担事業で、最終処分場グリーンオアシスに対して、負担金を計上している。クリーンセンターが稼働し、本市ではグリーンオアシスへの焼却灰搬入は既に停止しているのかの質疑に、ごみの持ち込み料で、焼却灰を案分し、旧西那須野町分と旧塩原町分については、グリーンオアシスに搬入しているとの答弁がありました。

続きまして、生活課について申し上げます。

防犯、暴力追放対策費で、那須塩原地区防犯協会に負担金を出しているが、どのような組織なのかに対して、那須塩原警察署管内で防犯活動を実施している団体で、警察や市町、民間の団体も含め構成している。防犯に関する啓発活動や防犯ポスター募集、子どもたちの武道大会等を開催していると回答がありました。

消費者行政推進費で、消費者力アップセミナー講師謝礼とあるが内容はに対して、悪質商法に関するものや、金融に関する知識、商品の表示等なるべく身近な問題を取り上げ、いくつかのテーマを設けて消費生活を行っていく上で、必要な知識を習得してもらうために行うセミナーで、消費者検定が11月上旬にあるので、その前に実施を予定しているとの回答がありました。

次に、産業観光部農務畜産課について申し上げます。

緊急雇用創出事業で、保育園等生ごみ回収業務の内容は、の質疑に対し、平成21年度、22年度の2カ年事業で、保育園や西那須野給食センター、

塩原の小中学校等を回り、堆肥センターに搬入する生ごみの回収業務であるとの答弁がありました。

農業農村活性化対策事業の目的に対しては、1つの事業を興すことにより、その地域なり農業全体が活性化できるような仕組みに対しての支援を行うことがメインであるとの回答がありました。

あぐりらいふ推進事業は、いつから始めたのか、また、新規の就農者はいるのかに対し、平成19年度から今年度まで現在3カ年実施してきた。9区画あり、8人の方が参加しているが、新規就農の形にはなっておらず、今後、シルバーファーマーを見据えた形で考えているとの答弁がありました。

堆肥センター運営管理事業では、水分調整用おがくずとして700万円を計上しているが、今後もおがくずを利用していくのかの質疑に、現在、発酵菌を使った水分調整の実験を行っている。また、落ち葉を含め代がえできるものの研究も現在行っているとの答弁がありました。

続きまして、農林整備課について申し上げます。

県営農道関連整備事業で、電柱移転補償1,000万円の内容は、に対し金沢側と上阿津側の県道取り付け部分を含め、各10本、合計20本の移設を予定している。電柱の太さや長さ、添架しているケーブルや工作物によって、移設補償の単価は違う。本事業では、1本当たり50万円で計上しているとの答弁がありました。

農地対策費で、農地、水、環境保全向上対策事業、各地区で事業を実施している中、繰り越し可能なケースはあるかの質疑に、制度上、基本的に繰り越しはできないが、単年度でできない事業等の明確な目的があれば、認められるとの回答がありました。

また、委員から鳥獣保護管理事業の委託料は、塩原地区での有害鳥獣捕獲が主であるが、嶋内地区でも猿等の被害があるため、この地区でも監視

等をお願いしたいとの要望がありました。

次に、商工観光課について申し上げます。

商工団体育成事業で、商工会の合併に対しての400万円の補助の内容はの質疑に対し、合併にかかる分だけを精査した中、看板の変更や会員証の変更、電算システム改修や登記関係等の経費についての補助金であるとの答弁がありました。

企業誘致事業で、工場誘致審議委員会報酬とあるが、その内容については、これに対し、この審議会は、公有団地を造成したときの工業団地への企業進出する場合の審査機関であり、現在休止しているが、新たな事案が発生した際に、委員を委嘱し、審議をするための予算措置をしているとの答弁がありました。

次に、西那須野支所産業観光課について申し上げます。

工業団地管理事業で、西那須野工業団地連絡協議会に運営費を補助しているが内容は、の質疑に対し、工業団地全企業24社が協議会に加盟しており、作業安全、福祉厚生事業や労使関係の講習会等を実施しているとの回答がありました。

続いて、塩原支所産業観光建設課について申し上げます。

観光施設使用料で、家族旅行村等使用料が増加しているが、具体的な施策はあるのかの質疑に対し、温泉活性化推進協議会の中で議論していく予定であるが、外部からの意見も取り入れ、地道な活動からリピーターをふやしていきたいとの答弁がありました。

議案第13号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第22号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計予算について申し上げます。

歳出の一般管理費の主なものは、温泉配湯所管理委託料である。施設管理費では主な源泉地・配

湯所敷地の賃借料及び電気料であり、新規に送湯管化学洗浄業務を計上した。

温泉事業建設費では第1配湯所貯湯槽内面改修及び老朽本管敷設替え工事を予定している。平成22年度の敷設替えは、全体延長1万2,000mのうち、1,000mを予定しているとの説明があり、議案第22号は全員異議なく承認されました。

次に、議案第23号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について申し上げます。

赤田霊園とさくら公園墓地の造成区画数と残区画数のはの質疑に対し、赤田霊園の1号は916区画で完売、2号については432区画で、95区画が残っており、さくら公園墓地は84区画のうち52区画が残っているとの答弁がありました。

販売価格は幾らかに対し、赤田霊園が1区画34万円で、さくら公園墓地が1区画20万円であり、年間の管理費は、赤田霊園は1,000円で、さくら公園墓地は1万円となっているとの答弁がありました。

議案第23号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第26号 那須塩原市環境基金条例の制定についてを申し上げます。

市民が緑の豊かな環境を誇りに思って、観光面でも生活面でもいいところであるとの認識の中で、環境をよくするための施策に使っていききたいとの説明に対して、委員から地球温暖化対策などの世界的危機の中での環境基金の設立には賛成であるとの意見がありました。

議案第26号について、全員異議なく承認されました。

次に、議案第33号 那須塩原市土砂等の埋め立てによる土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

委員から説明の中で現在県が監視している箇所

が1カ所あるとのことだが、人的な健康被害というは出ていないのかに対し、周辺地下水を調査するレベルにも至っていない、汚染した所は経過を見届ける程度で済んでいるとの回答がありました。

議案第33号についても全員異議なく承認されました。

次に、議案第34号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正についてを申し上げます。

委員から料金を無料にはできないのかに対し、無料についても検討はしたが、他の2つの駅の駐輪場とのバランスや東口との兼ね合いからも有料とした。3カ月の経過措置を残したとの回答がありました。

討論では、以前は無秩序に放置された状況であった学生の利用が多いことは現実であるが、整備及び今後も維持管理に経費がかかる。受益者負担のことを考え、この条例の一部改正について賛成するとの討論がありました。

議案第34号について、全員異議なく承認されました。

次に、議案第35号 那須塩原市市営温泉事業条例の一部改正についてを申し上げます。

塩の湯地区にある刈子の湯の温泉使用料と供給量を改正するものであり、議案第35号について、全員異議なく承認されました。

次に、議案第42号 那須塩原市埼玉地域活動センター条例の廃止についてを申し上げます。

黒磯清掃センター増改築事業に伴う周辺整備事業により建てられた自治公民館的機能を持つ施設で、行政財産から普通財産にするための条例の廃止であり、議案第42号については全員異議なく承認されました。

次に、第43号 財産の無償譲渡についてを申し上げます。

埼玉地域活動センターの建物について地元自治会に譲渡するもので、議案第42号についても全員異議なく承認されました。

以上が、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

訂正させていただきます。

議案第13号 農林整備課の中で、金沢のあと、上阿津側と発言しましたが、金沢側と高阿津側とお願いします。

議案第43号 財産の無償譲渡についての中で、議案第42号に訂正していただきたいと思います。

議案第43号 財産の無償譲渡について。議案第42号について全員異議なくと言いましたが、43号でございます。よろしくをお願いします。

議長（平山 英君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

7番、磯飛清君。

〔建設水道常任委員長 磯飛 清君登壇〕
建設水道常任委員長（磯飛 清君） 建設水道常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成22年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件4件、その他の案件1件の計10件であります。

これらを審査するため、3月16、17日の2日間、午前10時から第2委員会室において委員全員出席のもと執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

以下は、審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に報告いたします。

初めに、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

まず、建設部についてであります。都市計画課では屋外広告物禁止区域周知看板設置に関する内容はとの質問に対し、大田原・高林線は禁止区域であるが、現在は経過措置の関係で各種看板が立っている。経過措置は平成23年度までであり、禁止区域となる旨の看板を黒磯板室インターチェンジ周辺に3カ所程度設置し、周知を図りたいとの答弁がありました。

都市整備課及び西那須野支所建設課では、市内各公園の借地利用、2,274万9,000円が計上されているが、毎年、借地料を支払うのではなく、市で買収する考えはないかとの質疑があり、買収することが望ましいとは思いますが、面積が大きいことや予算的な問題があるとの答弁がありました。

また、西那須野地区まちづくり交付金事業において、疏水通り線物件調査等再積算業務とあるが、再積算を行う理由はとの質疑に対し、平成21年度に物件調査を実施したが、平成22年度の単価に入れかえるためであるとの答弁がありました。

道路課では通学路整備事業において整備する路線はとの質疑があり、特定の路線ということではなく、今後、PRすることになるが、学校から半径1km以内で要望がある路線を実施したいとの答弁がありました。

また、私道測量100万円の内容はとの質疑に対し、地権者が私道を市に寄附したいという場合の予算である。道路区域を確定するための測量費用がかかるときには、費用の2分の1を補助するものであるとの答弁がありました。

建築指導課では耐震アドバイザーは何人を予定しているかとの質疑があり、市内の建築士20人程度であるとの答弁がありました。また、建築確認申請の件数を何件と予測しているかとの質疑に対

し、平成22年度は21年度件数の90%、610件で予算計上したとの答弁がありました。

区画整理課では、工事請負費に用水路築造とあるが、道路の路面排水を兼ねたものなのかとの質疑があり、区画整理地内に弥六堀という用水路が流れている。この築造工事を行うが、弥六堀は独立して敷設するとの答弁がありました。

次に、上下水道部について申し上げます。

下水道課では浄化槽設置整備において、市単独補助で対応している地域はとの質疑があり、認可区域内でもなかなか整備ができない区域には国からの補助金が出ないため、市単独で補助金を出している。大田原市境の下永田地区や二つ室地区、井口地区が対象であるとの答弁がありました。

議案第13号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第18号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

委員からは施設ポンプ場維持管理業務の内容はとの質疑があり、黒磯水処理センターと塩原水処理センターの管理業務を民間委託している平成20年度から22年度までの3カ年契約であり、22年度が最終年度となるとの答弁がありました。

また、公共下水道建設事業の土地購入費に計上されている第20幹線支線関連用地260万円の内容はとの質疑に対し、鍋掛地区に行きどまりの市道がある。その市道には下水道が敷設されているが、民地を使わないと管渠が入らない区域があるため、用地を取得したい。また、子どもたちがその山道を、山道を通学に使っているため、上下水道の上を歩けるように整備したいとの答弁がありました。

議案第18号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第19号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

委員からは歳出額に比べて歳入額がかなり少ない、使用料単価の見直しや広域下水道事業との合併など歳入歳出のバランスをとるための考えはとの質疑があり、使用料金だけですべてを賄うのは難しいが、ある程度の経費を賄える料金設定は必要と考える、維持管理のあり方も含めて、今後、研究をしていきたいとの答弁がありました。

また、東部の接続率が67%というのは余りにも低い、積極的な目標や目的、活動が必要であると思うが、どう考えるかとの質疑に対し、公共下水道だけでなく農業集落排水についても個別訪問などを行い、できるだけ接続率を高められるように努めたいとの答弁がありました。

議案第19号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第20号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算について、申し上げます。

委員からは那須塩原駅北地区保留地売り払い収入1億6,172万2,000円は、一般公募による収入を見込んだものかとの質疑があり、厳しい状況が続く中ではあるが、昨年度は4区画、今年度は1区画売れたため、同様に売れることを予定し計上しているとの答弁がありました。

また、現在、北地区には何区画あるのかとの質疑に対し、44区画であるとの答弁がありました。

議案第20号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第24号 平成22年度那須塩原市水道事業会計予算について申し上げます。

委員からは管路情報システム、マッピングシステム構築業務5,500万円の内容はとの質疑があり、すべての水道事業を網羅して整備するもので、全市を対象に継続事業で実施している。不明確な部分は、現場調査が必要となるが、平成23年3月頃

までに全体をほぼ掌握したいとの答弁がありました。

また、水道料金改定リーフレット等配布業務367万円の業務内容はとの質疑に対し、水道料金を算定するメーター検針時にリーフレットを配布し、料金改定を周知するものである。上下水道料金の業務委託をしている会社に2回配布してもらう予定であるとの答弁がありました。

議案第24号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第30号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、審査手数料の増額分は人員増のためではなく、現状の審査時間に見合った予算を計上したいということだが、確認申請の審査日数は、今までと変わらないのかとの質疑があり、法定の審査期間は決まっているが厳格化のため延びる傾向があり、実際の審査時間に見合った単価で算出したとの答弁がありました。

議案第30号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第36号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について申し上げます。

委員からは許可の期間が残っている場合でも基準日以降は、新料金に該当するのかとの質疑があり、許可の期間を統一しており、平成23年3月30日以降は、同一料金となるとの答弁がありました。議案第36号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第37号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について、申し上げます。

委員からは、この条例に該当する法定外公共物には、具体的にはどのようなものがあるのかとの質疑があり、認定外道路は平成13年度から17年度にかけて、国から譲与を受けているため、その区間

の電柱や電話線の使用については使用料を徴収することになるとの答弁がありました。

議案第37号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

委員からは水道料金の統一は、独立採算制の視点からも、また、市民の生活を守る上での安全、安心の水の供給という観点からも避けては通れないものである。今回の料金改定は、激変緩和措置等々、市民の立場にも配慮され、恒久的な事業を継続するために考え抜かれた料金体系である。健全な事業運営に対し、さらなる努力をお願いしたい、大きな賦課がかかってくる地域に対しては、十分な周知活動と懇切丁寧な説明をし、広く市民全体に理解が得られるよう努めてもらいたく、本案に賛成するとの討論がありました。

議案第39号については、全員異議なく承認されました。

最後に、議案第49号 市道路線の認定及び廃止についてを申し上げます。

本案は、都市計画道路3615線あさひ通りや、3535線くつかけ通りの整備事業などに伴い、市道を17路線認定、4路線廃止するもの市道路線数を2,435路線とする旨の説明がありました。

委員からの質疑は特になく、議案第49号については全員異議なく承認されました。

以上が建設水道常任委員会の審査結果の報告であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

訂正をお願いいたします。

議案第36号、23年3月30日以降と発言しましたが、3月31日以降の誤りでしたのでご訂正をお願い

いいいたします。

議長（平山 英君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第25号 那須塩原市収入印紙等購入基金条例の制定についてから議案第38号 那須塩原市消防団の設置等に関する条例及び那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの14件については、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第25号から議案第38号までの14件については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第38号までの14件

については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。10番、高久好一です。

議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についての反対討論です。

今回の条例改正は、市内で6体系ある水道料金を統一した新料金とするための一部改正です。ほかには、30、31条の水道止水栓の開閉等の手数料の値上げがあげられています。新しい水道料を一般家庭で見ると、黒磯地区では現行料金とほぼ同額で値上がり、西那須野地区はやや値下げとなります。しかし、塩原地区などの山間部は大幅に値上げりするため、6年間の段階的な激変緩和措置をとるとしています。

今回の給水条例改正案が可決されれば10月1日からの施行とされます。新料金は2カ月単位で基本料金と従量料金の2部制からなり工場など大口使用者に有利な逓減制は市の水道審議会が望ましいとしていたが逓減部分は、逓減が適用されない使用者が負担することになるため、適用しないとしています。新しい基本料金はメーター口径別に設定し、基本水量は含まれない、従量料金は、1㎡当たりの使用料の20㎡までは80円、20㎡までを超えると174.3円、口径が一般的な13ミリの場合は、基本料金が1,816円、使用料を平均的な33㎡とすると2カ月分の料金は5,760円となります。市は、昨年4月に水道事業を統合しました。これに合わせ、市内利用者間の使用料の公平化を図るため、3市町合併前の体系を受け継いでいた料金の統一を検討してきました。市の試算によれば22年から28年の7年間の料金は、回収すべき料

金は総括原価を約163億円と見込んでいます。

今回の条例の一部改正は、水道料金の統一とともに、それに合わせた形での水道料の値上げです。一部手数料の値上げもあります。値上げする地域の配慮として激変緩和措置がとられていますが、そうしなければならない塩原地区は1.26倍から2.19倍の大幅な値上げとなる現状もあります。市の説明書には激変緩和に関する図表はあるものの、大幅値上げとなる塩原地区の字句での説明は省かれており、新聞報道や市政懇談会での塩原地区住民の水道料金の値上げに反対するという発言を頼りに見つけざるを得ませんでした。合併から5年間、それぞれの地域の水道会計に赤字決算というのはありませんでした。今回のやり方は、5年前に言われた合併は、サービスは低いほうに、負担は高いほうにあわせるのが合併そのままです。黒磯、塩原地区で行われた水道有収率の改ざんを改めた07年から2年半がたちました。現在、市は、極めて厳しい経済状況とっています。それは、市民の家計にとっても同じことです。このような大変なときに公共料金の値上げをすることが市民の生活にどんな影響を与えるかを考慮すべきです。時期と料金のあり方をもっと市民の感覚で考慮すべきです。

よって、議案39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について反対するものです。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第39号 那須塩原市水道事業給水の条例の一部改正について討論いたします。

今回の水道料金の改定は、同じ市の水道を使用しているにもかかわらず昨年4月に水道事業を統合しても利用者間での負担が違っていた料金、その料金の統一です。

合併時に判断を先送りしていた合併協議での決まり事です。今回の統一料金の設定については、使用水量に応じた同一の負担と利用者間の負担の公平化を図るためとはいえ、大幅に負担増となる使用者が出ることで、今までの負担が適切であったのかを検証するため、慎重に審査する必要があります。そのため、水道事業審議会の答申の再検証と今回提案された水道料金を検証するために調べる資料も細にわたりました。

調べる過程で、水道料金の改定が適切であるか審査するには、全員協議会で出された資料では不十分であることがわかりました。

そこで、一般質問で使う資料とあわせて水道課に資料請求をしました。資料請求を受けた水道課は私には何の断りもなく請求した資料を全議員に配付しました。議員には何の説明もなく私が請求しました資料を配付しましたので、ある議員は、何なのかわからない、教えてくれと当事者である私に聞いてきました。その資料を見て、私が請求した資料が全議員に配付されていたことがわかりました。これらの資料を請求したのは、庁議の会議録を読んでいまして不審に思ったからでした。庁議の会議録に供給単価と給水原価は平成26年度に逆転するとの発言がありました。この発言から議会に出した資料と庁議に出した資料が違うというふうに思いました。全員協議会に出された資料では、供給単価と給水原価の経年変化はわからないものでした。ですから、追加で供給単価と給水原価がわかる資料を請求したのです。

請求した幾つかの資料は、水道料金の算定が適切であるか判断するのに必要な資料です。ですから、全議員に配付すべきと判断なさって配付したのでしょうか。しかし、私が請求してから全議員に配付したのはなぜでしょうか。私が請求したことで、全協の資料では不十分であったことに気がつ

いて全議員に配付したと、善意に解釈できない
もありません。でも、私が一般質問に必要で、同
時に水道課に請求した資料まで配付するとは、ど
ういうことでしょう。

今まで他の議員が事前に調べている資料が私に
配付されたことはありません。私が調べている資
料だけが他の議員に配付されるのはなぜでしょ
うか。時々このようなことが起きます。もちろん、
断って配付したいとの執行者からの申し出もあ
りますから、配付するとは言いませんが、かつて、
国会で、野党が調べていたことを自民党に報告し
ていた省庁があり問題になっていましたが、それ
と同様です。

今後、私が請求したもので、全員に配るべきと
判断した場合は、全員協議会で配付した資料が不
十分であった、その旨を添書でもつけてお配りく
ださい。

そして、私1人だけが必要な資料まで全議員に
配付することはおやめください。そうでないと、
私以外の議員が資料を請求したときも全議員に配
付しなくては不公平になりますから。

以上のように、異様な状況の中で提供されまし
た資料をもとに、私は偏見を持たずに公平に審査
したつもりであります。提案されて水道事業給水
条例の一部改正では、水道事業審議会の答申のす
べてを取り入れることはせずに、特に、新水道料
金は、逓減制や基本水量制はとらず、激変緩和措
置の方法など変更して提案されています。私が水
道事業審議会の答申に異議を唱えていた点ですが、
逓減制などを取り入れた料金では、一般家庭に大
きな負担を強いることになる、審議会で検討され
ていた激変緩和措置では市民の理解は得られない。
水道会計は企業会計で独立採算が原則であるので、
政治的な判断は市長がすべきなど、具体的に問題
となる点を、それらの点は、改善され、常識的に

考えてできる、理解できるような内容に変更され
ていました。

昨年行われた水道事業統合、今回の水道料金統
一は、合併によるものです。そこで、値上がりし
た塩原や黒磯の地区の人は、合併で水道料金が値
上がりしたと短絡的に思うかもしれませんが。先ほ
どの反対討論の中でもそのようなことがありまし
た。でも、そうでしょうか。塩原や黒磯は合併し
てもしなくても先送りしていた、要するにさぼっ
ていた石綿管、セメント管の更新、やらなくては
ならない施設整備などの事業のため、いずれ水道
料金は値上げせざるを得なかったと考えられます。

でも、今回の激変緩和策は、西那須野も含めて、
ここが大切なんですけれども、合併で西那須野も
1つの市になりました。ですから、西那須野地区
も含めて那須塩原市全体で激変緩和を担うことにな
ります。ですから、ここで気をつけなければい
けないのは、答申では、西那須野の一般家庭の水
道料金も高くなるような制度になろうとしていま
した。ですから、今回の提案がそうならないこと
を願って、私は心配していたことを1つ点検をい
たしました。そうしたら、今まで水道料金が高か
った西那須野地区の使用者の料金は上げない、特
に、高すぎた使用者の料金は下がる、そのようにな
っておりました。西那須野地区の人に過度の負
担をかけないことにちょっと安堵いたしました。

以上のことを勘案し、一般家庭の使用者に過度
の負担がかかる逓減制を採用しない、使用料が少
ない単身者や高齢者に配慮し、節水を促進するた
めに、基本水量制をとらない。激変緩和措置は、
すべての水道使用者として現行よりも負担が大き
くなるすべての水道使用者を対象とし、公平性を
担保している点などから、常識的に考えて理解
できる範囲の料金算定であると認め、議案第39
号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正につ

いて賛成いたします。

議長（平山 英君） 20番、平山啓子君。

〔20番 平山啓子君登壇〕

20番（平山啓子君） 議席20番、平山啓子でございます。

議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

平成21年4月に統合した那須塩原市水道事業は、水道料金が従前の6体系のまま現在に至っております。そのため、同じ那須塩原市の水を利用しても使用者間で料金が違うという不公平な負担が生じていました。本条例改正案は懸案事項であった水道料金の統一を行うものであります。一事業一会計の原則に沿って使用水量に応じた統一料金を設定し、使用者間の負担の公平さを図るものです。

現行において料金が低く設定されている地域では、新料金適用により負担が大幅に増加するケースが考えられますが、激変緩和措置を取り入れることで急激な負担を回避するなど、市民の立場にも十分配慮されています。また、水道事業が安定して継続することは、安全な水の供給にもつながります。老朽管更新事業などでは水道事業の安定が健全な事業運営の大きな力となります。安全、安心な水が使える喜びをみんなが等しく感じられるためにも水道料金統一は必要なことです。

水は、毎日使うものです。毎日使うものだからこそ、市民一人一人の負担は平等であるべきです。使用者への丁寧な説明により全体の理解を得て、市民の安心、安全の実現と本市の一体感の醸成がさらに深まることを期待して議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についての賛成討論といたします。

議長（平山 英君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号については、建設水道常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平山 英君） 起立多数。

よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 那須塩原市西那須野地区元気なまちづくり基金条例の廃止についてから、議案第42号 那須塩原市埼玉地域活動センター条例の廃止についてまでの3件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第40号から議案第42号までの3件については、総務企画、福祉教育、産業環境の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までの3件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

22年度の一般会計は、本年度比2.8%減の383億8,000万円とし、11億1,000万円の減額予算となっています。キーワードは市民生活の優先度とし、健全財政運営を堅持しながら安全安心のため、小規模事業をきめ細かく行い、市内商工業者の受注機会の拡大にも配慮したとしています。

主な新規事業は、環境基金の創設やゲリラ豪雨の対策としてデジタル雨量計の設置、町中サロンの

や小規模多機能型介護施設事業所、認可保育園の新設助成などを盛り込んでいます。

収入のうち45%を占める市税は、6.0%減の約174億1,000万円、このうち法人市民税は大規模事業所の業績低迷を見込んで43%減の約8億5,000万としています。市債、市の借金は、2年連続41%台のマイナス27億9,000万円とし、増加傾向だった累計残高は減少に転じ、421億2,000万円となります。合併特例債は、認可保育園の建設や道路整備事業などの約11億6,000万円を充当します。新たな行財政改革プランを確実に推進し、自主財源の確保や経費の無駄ゼロに取り組み、健全財政を維持しつつ、新たな市民ニーズの状況や変化に的確かつ柔軟に対応できる予算編成を行ったとしています。

小泉内閣から続く地方切り捨ての構造改革の破綻によって、地方自治体は極めて厳しい財政運営を強いられています。

国民健康保険への繰出金は今年度より約900万円減って6億5,800万円となりました。収納率が5年連続して下がり続け、県では4年連続最下位であり、国からは調整交付金の減額ペナルティ11%として、6,161万円が減額されています。

市民は、所得が減り、国民健康保険税が県で3番目に高くなり払い切れない状況にあります。悪循環を断ち切り、収納率を上げるためにも1世帯1万円の国民健康保険税の引き下げと効果のない市民いじめの資格証の発行はやめるべきです。市民の所得が減っている厳しい生活の中、国保への繰出金を減額する予算には賛成できません。

介護保険は、一般会計から繰出金を8億4,890万、基金から1億240万円をあわせて3,130万円をふやし、歳入歳出合計額を56億3,830万とするものです。利用者を無視した低い認定がふえると批判をあびてきた介護保険制度の新しい介護認定方

式、介護職員の待遇改善が叫ばれたものの、進んでいるとは言えない状況です。

市内の施設入所待ちの高齢者は、306人、21年7月末現在ですが、厳しい経済状況の中、経済的理由から必要な介護を控え、在宅介護に切りかえざるを得ない状況があります。保険あって介護なしという状況は依然として改善が進んでいません。後期高齢者医療制度は、一般会計からの繰出金として1億4,700万円が計上されていますが、昨年より600万円が減らされています。この制度が延命する限り、際限のない負担増が高齢者を襲います。

重い負担を高齢者に実感させ、我慢を強いて検査、投薬、手術を制限し、複数の診療科を受けにくくするものです。民主党を中心とする政府の公約の後退に次ぐ後退をやめさせ、公約どおりに速やかにこの制度を撤廃させ、元の老人保健制度に戻し、長生きして良かったと高齢者が心から喜びをかみしめることができる年齢や所得に差別のない医療制度を確立することが求められています。

産廃対策事業は、全体で50万円をふやし、約3,250万円となり、産廃処分場の環境影響調査の福島大学の委託費に前年と同じ500万円を計上しています。青木、戸田と北赤田の現状を見れば、運動の高まりが処分場の建設を押しとどめているという切迫した状況にあって、国・県への産廃施設設置阻止要請の頻度を上げ、市民と力をあわせた運動をさらに発展させていく必要があります。

家庭系ごみのごみ袋の製造や配送費などに5,450万円を計上しています。今、販売されている45リットルのごみ袋1枚50円は、県北で一番高い価格であり、隣の大田原市、那須烏山市、那珂川町の2.5倍にもなります。政府がごみ減量の要因評価を分別と資源化に変えたため、高いごみ袋の値段を維持する意味がなくなったことから、値

下げを行い、市民の負担を軽減するべきです。

さらに進んでいない生ごみの資源化を図り、ごみ減量への探究こそ市民にこたえる道です。環境基金は、ごみ減量化など環境保全に貢献する業種を支援するとして有料化となったごみ袋の収集の販売利益の一部を活用し、3,000万円を積み立てるものです。

具体的内容は、環境審議会など住民の意見を聞きながらこれからとしています。私には、ごみ有料化のアリバイづくりにしか見えてきません。構造改革と三位一体の改革による地方切り捨ての政治、差別と貧困の中で、市民は、厳しい生活を強いられています。こうしたときに、給食費の値上げや水道料金の値上げなど、公共料金の値上げは、市民生活への影響から認められません。市民を励まし、懐を暖めるには、大企業優遇税制をやめさせ、大企業や高額所得者にも応分の負担をさせることによって、社会的責任を果たしてもらうとともに、大型公共事業から生活密着型事業と、小規模事業への切りかえ、地元中小業者の受注機会をふやし、農家への戸別補償と価格補償によって自給率の向上を目指し、市の財政が潤う市の政治が今強く求められています。市民の雇用、暮らしと営業を守り、那須塩原市が本来の仕事ができるよう要望し、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

議長（平山 英君） 13番、齋藤寿一君。

〔13番 齋藤寿一君登壇〕

13番（齋藤寿一君） 議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

平成22年度の政府予算案は、衆議院を通過し、年度内の成立が確実となりました。昨年の総選挙の結果、民主党、社民党、国民新党の3党連立内閣が成立し、平成21年度の補正予算の組みかえや

事業仕分け、平成22年の予算の編成作業の見直しなどが行われ、紆余曲折を経て何とか年度内成立へ目途をつけたようです。

平成22年度予算の一般会計の総額は、約92兆3,000億円、そのうち新規国債の発行額が44兆3,000億円で、国債の依存度は48%にも及び、約半分を借金で賄うそうです。長期間使用するインフラ整備に充当するならまだしも、今現在の生活維持の費用を多額を後年度に持ち越していくということに、大きな不安を抱くのは私だけでしょうか。

国民が期待しているのは、国による膨大な無駄使いを洗い出し、削減し、本当に必要な施策に回して欲しいということではないでしょうか。事業仕分けでもくろんだ無駄な財政支出の削減が目標額に遠く及ばなかった現実を見ると、新政権の前途は多難と言わざるを得ないと思います。

国の予算編成のキーワードは国民生活が第一、コンクリートから人へだそうであります。

民間経済が好転の兆しを見せていないにもかかわらず、国の今年度一般会計予算は、前年度を約3兆8,000億円上回る92兆3,000億円であります。これに対して本市の一般会計予算は、国の政策を受けた子ども手当、24億4,000万円を計上したにもかかわらず、前年度を2.8%、額にして11億1,000万円も下回るものであります。財政当局のみならず、職員一丸となって予算削減に取り組んだ成果があらわれていると感じる予算であります。

平成22年度的那須塩原市一般会計予算編成のキーワードは市民生活の優先度であります。実際、子ども医療助成を小学6年生まで拡大し、現物支給も未就学児まで拡大し、子育て世代の負担の軽減を進めているようです。

また、認可保育園の新設補助や黒磯小学童保育の新設建てかえなど将来を担う子どもたちの成長

に対し、積極的な支援の姿勢を見せています。最後のセーフティネットである生活保護費もしっかり増額して、非保護者の増加にも対処を怠っていないようであります。

ほかにも雨量監視システムを導入し、市民の安全確保のさらなる充実に配慮している様子が見がわれます。

アメリカのサブプライムローンに端を発したりマンブラザーズの破綻は、国本土の資金流通の自由化によって世界中を経済不況に巻き込みました。最近では、やはりアメリカでトヨタ自動車のリコール問題が起き、本市の基幹産業であるタイヤ製造工場、そこに働く多くの市民に対する影響が心配されます。

このような厳しい情勢を念頭に前年比マイナス予算を計上されたこと、それにもかかわらず市民生活の優先度をしっかり配慮した予算編成が行われています。

よって、以上のことから議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算に賛成をするものです。議長（平山 英君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平山 英君） 起立多数。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。10番、高久好一です。

議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

22年度の予算は、収納率向上を最大の目標として、財源の確保はもとより医療費の適正化の推進など、歳出の削減にも努めるとしています。昨年の資格証発行ワーストワンの栃木県、那須塩原市の国民健康保険について、最大の課題は、予算の資料にも書いてある歳入の32.5%を占める保険料の収納率をいかに引き上げると、栃木県が全国一多い資格証の発行をいかに減らすかということに尽きると思います。

那須塩原市の昨年の資格証の発行世帯は1,317世帯となり、発行率でいえば3番目に高く、21年度は1月末で前年度の89.2%に当たる1,176世帯に達しています。発行率の上では、日光が1位で、大田原市が2位ですが、発行世帯数では日光より那須塩原市のほうが115世帯多く大田原市より506世帯多くなっています。

短期証の発行は、昨年も県では発行率第1位の2,196世帯でした。市は、資格証の発行を極力避け、短期証にとどめるよう努力しているとしています。21年度は、1月末で既に昨年をオーバーし、2,888に達しています。国民健康保険法では災害や病気など特別な事情があれば、保険証を維持できる決まりです。全国の3割を超える市町村では、

既に資格証を発行することをやめています。国も初めてこれを認めました。資格証を発行しても結果的には治療が遅れ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納率も上がることはなく、よいことは何もないという理由からです。総務部長の22年度の収納率の目標値を81.46%まで引き上げたいと、そう議会で答弁しました。県は、滞納率の対策を強化しており、昨年トップの茂木町、94.4%と4年連続最下位的那須塩原市の間では、那須塩原市の81.40%では13ポイント以上の差があり、収納率の低い市町の底上げを図る必要があるとしています。

市民に対し、相当過酷な取り立てが行われるのではないかと危惧するものです。市の資料の中に、国民健康保険会計が構造的に多くの困難な課題を抱えているとしています。しかし、書いていないものが2つあります。1つは、国民健康保険は国民皆保険制度を支える制度としてその維持には国の支援が欠かせません。ところが、政府は、国の責任を放棄し、国庫負担を1984年の49.6%から07年度の25%にまで激減させ、その結果、国民1人当たりの保険料を2倍にさせています。これが、市町村国保財政を悪化させ、保険料の高騰を招いた大きな要因です。政府は、憲法25条の理念に反する資格証の発行をただちに中止し、計画的に国庫負担を増額して支払い能力に合った保険料に引き下げるとともに減免制度の拡充を行うべきです。

2つには、栃木県が財政的には全国で7位から8位の豊かな県にもあるにもかかわらず、県民一人に対して国保の補助では全国平均の10分の1の28円しか支援していないという実態があります。県にも他の県並みに支援を高めるよう、要請行動を強めなければなりません。人口10万人以上の自治体で収納率81.40%的那須塩原市は、国から収納率割合による普通調整交付金の減額率11%のペ

ナルティを受け、昨年は、6,161万円の減額を受けることになりました。市民は、保険料が高くて払いきれず、市は滞納率がふえ、国から普通調整交付金の減額ペナルティを受ける、悪循環に陥っています。

一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめ加入世帯のすべてに国民健康保険証が届くようにする必要があります。

22年度は一般会計から6億5,900万円、財政調整基金から5億8,300万円、あわせて12億4,100万円を繰り入れるとしていますが、一般会計からの繰り入れは、昨年より1億9,000万減らしていません。市の、市民の暮らしが厳しく収納率が上がらないときに、繰り入れを減らすやり方には納得できません。那須塩原市の20年度の決算では、一般会計、特別会計、合わせて23億1,193万円の黒字決算という結果になっています。この中の2億円を使えば、1世帯1万円の国保税の引き下げができます。那須塩原市の姉妹都市、野火止用水のある新座市では、22年度から国民健康保険税を一世帯当たり6,351円引き下げる議案を、きょう、3月23日の市議会に提出します。引き下げの理由は、昨年度の繰越金が7億円を超えるなど人口は4万人ほど多い市ですが、財政状況は、那須塩原市とほとんど同じです。市の資料によれば、収納率が17位の大田原市は、1年間で1人当たり国保料が1万6,880円、収納率1位の茂木町は、3万6,081円、那須塩原市より安く設定され支払いやすくなっています。那須塩原市の市民は、県で3番目に高い11万5,939円の保険料が高くて払いきれず、8回の納付を10回にして支払い、国保の恩恵、1人当たりの医療費は、県で一番安い22万5,073円となっています。国保税が高く市民が払い切れず、市は、収納率が低いため、削減される収納交付金

のペナルティ、収納率を上げ、悪循環を断ち切るためにも1世帯1万円の保険料の引き下げを行うべきです。市民の健康と命を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対するものです。

議長（平山 英君） 8番、岡本真芳君。

〔8番 岡本真芳君登壇〕

8番（岡本真芳君） 議席番号8番、那須塩原21岡本真芳でございます。

議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に対し賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の置かれている現状は、少子高齢化の進展、医療技術の高度化などにより医療給付費は増加傾向にあるにもかかわらず、低所得者の増加による国保税の収納率の低下など、多くの困難な課題を構造的に抱えております。

また、後期高齢者医療制度により国民健康保険の加入者はわずかながら減少傾向にありますが、一人当たりの医療費単価は増加傾向となっております。

しかし、国民健康保険は、国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険体制を根底で支える制度であり、この制度を安定的に継続して運営することは、地域住民の健康を守り、生活の安全、安心を確保するための基本となるものです。

本予算は、平成20年度の大幅な制度改正による決算及び医療給付費等の現状を分析し計上されております。歳入の中には、65歳未満の退職被保険者への振替を積極的に行い、前年度比で3.5倍とされております。

また、歳出では、後期高齢者医療制度に対する支援金として16億4,648万円を計上しています。これに対して老人保健制度が廃止され、平成20年

3月分みの医療費精算分となることから、大幅な減額が図られております。

以上のことをかんがみ、平成22年度当初予算は、収納率の向上を最大の目標と掲げ、財源の確保はもとより医療費の適正化の推進など、歳出の抑制にも努めていかれることに期待をし、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成をいたします。

議長（平山 英君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号については、総務企画、福祉教育の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平山 英君） 起立多数。

よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計予算については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第15号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億2,450万円、繰入金として1億4,160万円とし、歳出の主なものは、総務費に約1,800万、後期高齢者広域連合納付金に7億4,700万とし、それぞれ総額を7億6,900万円として伸び率6.7%とするものです。

制度開始2年を経て国民や医師会からの廃止や見直しの批判が強い中、滞納者には資格証は発行されていないものの、厳しい取り立てが行われています。厚労省は、3月2日、2008年度の後期高齢者医療制度の財政状況を発表しました。08年4月から実施され、同9年6月1日時点で保険料を滞納している人、一部でも滞納のある人は、全国で28万人、被保険者の2.08%に上ることがわかりました。

ことしの4月に多くの都道府県で保険料が引き上がるため、今後、滞納者がさらにふえる恐れがあります。

那須塩原市の1月31日現在の後期高齢者被保険者数は1万と647人であり、滞納繰り越しが510万計上してあります。保険料のうち年金から天引きできない月1万5,000円以下の低年金者の普通徴収保険料が2億4,778万円ある。保険料収入の39.7%を占め、収納には丁寧さが求められます。短期証の発行件数が昨年9月の166人から2月末には85人と半減しています。納税相談の中で、収納が進んだとの答弁でしたが、相手は高齢者です。より丁寧な説明をお願いしておきます。

短期証の期限が切れて次の保険証が交付されなければ無保険状態となり医療を受ける権利の侵害につながってきます。民主党を中心とする政府は、4月から何の手だても講じなければ、自民・公明の前政権の制度により全国平均で保険料が14%程度上がると説明しました。制度を運営する各都道府県の広域連合に対して、08年から09年度の保険

財政収支の剰余金や保険料収納額の不足などに備えた財政安定化基金を使って、値上げを抑制するよう呼びかけると同時にさらなる抑制のために、国庫補助を行うことを検討すると10月に事務連絡していました。ところが、この事務連絡の言明をほごにして、政府が国庫補助を行わなかったために、剰余金などを使っても保険料が大幅に上がる都道府県が続出しています。後期高齢者医療制度は、すべての高齢者から死ぬまで保険料をとり、しかも2年ごとに値上げを押しつける大変過酷な制度だと批判されてきました。

政府もこうした批判を受け、剰余金などを使うようにして、値上げ幅を抑えましたが、多くの都道府県では、値上げになります。剰余金があるのは、もともと保険料を取り過ぎていたという面があります。重い負担によって高齢者の受診抑制が起こり、保険料を払い切れない人には、短期証が発行されるなど、弊害が出ています。

4月から後期高齢者制度の保険料、均等割額と所得割率、またはどちらかを引き下げるのは21都道府県です。栃木県広域連合では、前年度より所得割の保険料率は引き上げですが、被保険者の所得が減るため、1人当たりの平均保険料額としては、年間4万8,886円となるため、53円の保険料が減る見込みとなっています。

15の県の広域連合が保険料を据え置き、8つの県の広域連合が引き下げを決めたことは、住民の運動が反映しているものです。

後期高齢者医療制度の廃止以後について、議論している厚労省の高齢者医療制度改革会議が3月8日に開かれ、65歳以上の高齢者を全員国民健康保険に加入させる案が示され、費用負担の詳細な厚労省試案が明らかにされました。

政府は、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める国民の願いを裏切って、4年後の新制度以降ま

で4つの新制度案を検討しています。その1つである65歳以上の国民、65歳以上の国保加入案は、75歳以上を別枠にして差別医療と負担増を押しつけ、現行制度の対象年齢を引き下げ、姥捨山制度を拡大するものです。さらなる公約後退を防ぐためにも速やかなこの制度の廃止が求められています。高齢者の医療負担をなくし、長生きしてよかったと心から喜びをかみしめることができる、年齢や所得による差別のない医療制度を確立すべきです。

東京日の出町のように後期高齢者医療制度を全額町が負担して、日本一老人にやさしい町を目指す3つの自治体の出現は、私たちの運動と進むべき方向に大きな力を与えます。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度は、廃止しない限り、差別医療と高齢者の人口増によって医療費がふえれば、直接保険料が上がり続ける。世界にも類がない、最悪の医療制度です。一刻も早いこの制度の廃止を要求し、議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療制度特別会計予算に反対するものです。

議長（平山 英君） 11番、眞壁俊郎君。

〔11番 眞壁俊郎君登壇〕

11番（眞壁俊郎君） 議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に賛成する立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度については、2008年4月1日に制度が施行され間もなく2年が経過いたします。制度開始当初から老人の医療費負担の増加や年金からの天引き、75歳という年齢の差別化や姥捨山制度など、多くの批判が出され、多くの問題点もあります。

後期高齢者医療制度のあり方については、今後、超少子高齢化が進む中で、医療費の抑制や世代間の負担のあり方など、十分な検討が必要でありま

す。

このような中、厚生労働省において後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度のあり方について、高齢者医療制度改革会議を設置し、平成25年4月を目途に新たな制度の施行に向けた論議がされているところであります。

平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、市の事務である後期高齢者医療保険料の徴収と窓口事務等の予算を計上するものであり、本案に賛成するものです。

議長（平山 英君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号については、総務企画、福祉教育の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平山 英君） 起立多数。

よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算から議案第24号 平成22年度那須塩原市水道事業会計予算までの8件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第17号から議案第24号までの8件については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり、決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 財産の無償譲渡について及

び議案第49号 市道路線の認定及び廃止についての2件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第43号及び議案第49号までの2件については、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第49号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について。

陳情第1号については、討論の通告者がないので、討論を終結いたします。

陳情第1号について福祉教育常任委員長報告は、採択です。

採決いたします。

陳情第1号については採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については採択と決しました。

陳情第3号については、福祉教育常任委員長報告のとおり継続審査となりましたので、報告いたします。

議員の派遣について

議長（平山 英君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

真心会代表の若松東征君から会議規則第159条の規定によりお手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

議会運営委員会行政視察の報告 について

議長（平山 英君） 日程第3、議会運営委員会行政視察の報告についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔議会運営委員長 関谷暢之君登壇〕

議会運営委員長（関谷暢之君） 議会運営委員会行政視察のご報告を申し上げます。

去る平成22年1月25日より1月27日までの3日間、京都府京丹後市並びに亀岡市、京都市におきまして行政視察を行いました。

参加人数は委員8名、並びに副議長及び随行事務局1名の計10名であります。

調査項目につきましては、議会基本条例を初め、議会活性化、議会運営全般についてでございます。詳細につきましては、お手元に配付の行政視察報告書をご一読願いたいと存じますが、資料の請求、その他、ご意見等につきましては、随時受け付けてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

以上、議会運営委員会行政視察のご報告とさせていただきます。

議長（平山 英君） 報告を終わります。

日程の追加

議長（平山 英君） 追加議事日程第1号に入ります。

会期の延長について

議長（平山 英君） 日程第1、会期の延長についてを議題といたします。

去る3月19日及び本日、議会運営委員会を開催しておりますので、会期の延長について及び追加議案の取り扱い等について議会運営委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔議会運営委員長 関谷暢之君登壇〕

議会運営委員長（関谷暢之君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず、本定例会における追加議案の取り扱いについて協議するため、3月19日金曜日、午後1時より第4委員会室におきまして委員7名、正副議長、市長以下関係執行部出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

その審議結果を申し上げます。

まず、市長提出の追加議案としては、副市長の選任に関する人事案件1件、補正予算案件1件、報告案件1件の計3件であります。

また、議会提出議案は、市議会会議規則の一部改正1件、議会委員会条例の一部改正1件、意見書の提出2件の計4件であります。

これら追加議案7件の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、会期の延長について協議をするため、本日午前9時より第4委員会室におきまして委員全員、正副議長出席のもと議会運営委員会を開催い

たしました。

その事由と審議結果について申し上げます。

去る3月19日、平山議長から議長職を辞したい旨の申し出があり、本日協議をいたしました。その結果、会期を3月29日月曜日までの6日間延長し、議会役職を選考する時間をとることといたしました。

そのため、会期は3月5日金曜日から3月29日月曜までの25日間となります。

よって、本日は、先ほど報告いたしました7件の追加議案の上程、質疑、討論、採決を行い、散会といたします。

また、3月24日から3月28日までの5日間は休会といたします。

最終日は3月29日月曜といたしまして、議長辞職の件及び議長選挙等を行い、閉会といたします。

以上が、3月19日及び本日の議会運営委員会の審議の結果であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

議長（平山 英君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期を議会運営委員長報告のとおり3月29日までの6日間延長し、追加議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を3月29日までの6日

間延長することに決しました。

また、追加議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりいたします。

同意第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（平山 英君） 日程第2、同意第2号 那須塩原市副市長の選任についてを議題といたします。

本件について、生活環境部長から退席願いが出ておりますので、これを許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

議長（平山 英君） 会議を再開いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第2号 那須塩原市副市長の選任について提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、平成22年3月31日をもって退任となる折井副市長の後任として松下昇生活環境部長を新たに副市長として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

松下昇氏は、旧西那須野町においては、総務部長、また、合併後の那須塩原市においては企画部長と、生活環境部長を歴任され、行政に関する豊富な知識と経験はもとより人望も厚く、副市長と

して適任者であると考え、提案するものであります。

なお、地方自治法第152条第1項の規定に基づく市長の職務を代理する順序につきましては、君島副市長第1に、松下副市長を第2にしたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔「省略」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

議長（平山 英君） 会議を再開いたします。

松下生活環境部長に申し上げます。

ただいま、那須塩原市副市長の選任については、原案のとおり同意されました。

この際、自席からあいさつを願います。

松下生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） ただいまは、私関連の同意案件につきまして、ご承認いただきましてまことにありがとうございました。着任したあかつきには、市長を補佐し、市民の幸福のため、また、市の発展のため全身全霊を上げて取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き議会の皆様にはご支援、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、大変簡単であります、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（平山 英君） あいさつが終わりました。

報告第3号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第3、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 報告第3号 専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定により和解について専決処分いたしましたのでご報告を申し上げます。

議案書3ページから4ページ、議案資料は、ございません。

本件は平成22年2月1日、那須塩原市油井地内において発生した車両の損傷に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、市の介護認定調査員が認定外道路を走行していたところ、路側帯に

停車していた軽トラックが急にUターンしようとして市側車両の右後部ドアに当たり、破損させたものであります。

車両の損害について、両者協議の結果、相手方100%の過失割合で示談が成立し、相手方は市側車両修理先に損害賠償金11万3,395円を支払い、今後、この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 報告説明が終わりました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第4、議案第50号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第50号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から3ページです。

今回の補正は、地域活性化、きめ細かな臨時交付金の第2次分の追加、交付を受け、地域の景気対策のため、黒磯文化会館修繕事業を追加し、当該交付金の活用を行うものであります。

歳入におきましては、14款国庫支出金に地域活性化・きめ細かな臨時交付金3,493万2,000円を追加いたします。

歳出におきましては、10款教育費に黒磯文化会館の冷温水器修繕工事のため、7,300万円を追加し、歳出補正額に対する歳入の不足額3,806万

8,000円につきましては、14款予備費で同額を減額計上することで、歳入歳出補正を同額といたします。

これにより歳入歳出ともに3,493万2,000円を追加補正し、予算総額を442億7,518万9,000円といたします。

なお、黒磯文化会館修繕事業につきましては、繰越明許費を設定させていただきます。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号及び発議第2号の上
程、説明、質疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次にお諮りいたします。

日程第5、発議第1号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について及び日程第6、発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、19番、関谷暢之君。

〔議会運営委員長 関谷暢之君登壇〕

議会運営委員長（関谷暢之君） 提案の説明をいたします。

まず、発議第1号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について提案の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴い、議案の審査、議会運営に関し、協議、または調整を行うための場を設けることができるようになったため、議員全員協議会と議会だより編集委員会を正式な会議の場と位置づけるために、会議規則の一部改正を行うものであります。

次に、発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について提案の説明を申し上げます。

本件は、組織機構の改革により支所長の権限が定められ、所管する事務の範囲において議会の対応をすることとなったため、西那須野支所及び塩原支所を条例に追加するため、条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。討論
を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号及び発議第2号の2件については、
原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号の2件につ
いては原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（平山 英君） 日程第7、発議第3号 社
会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提
出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉教育常任委員長、24番、山本はるひ君。

〔福祉教育常任委員長 山本はるひ君登
壇〕

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） それでは
発議第3号 社会的セーフティネットの拡充に関
する意見書の提出について、ご説明を申し上げま
す。

現在の経済雇用情勢は、依然厳しい状況にあり

ます。住居を失った離職者への総合的支援は、ワ
ンストップサービスとして迅速かつ円滑に実施す
ることが求められ、また、生活保護制度は、最後
のセーフティネットであり、財源を含め、国の責
任でその体制を確保することが重要とのことから、
以上のことを強く要望し、地方自治法第99条の規
定により意見書を提出するものであります。

議員の皆様には、よろしくご理解の上、ご賛同
賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といた
します。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第 8、発議第 4 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

23番、室井俊吾君。

〔 2 3 番 室井俊吾君登壇 〕

2 3 番（室井俊吾君） 発議第 4 号に対する提案の説明をお願いいたします。

核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について、提案の説明をいたします。

本件は平和市長会議から依頼のありましたもので、2020年までに核兵器の廃絶を目指す広島長崎議定書に賛同し、意見書の関係機関に提出するものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔 発言する人なし 〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔 発言する人なし 〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第 4 号については原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 5 5 分